別紙１

上越市議会基本条例たたき台（構成）

前　文

第１章　総則
- 第１条　目的

（基本となる活動原則）

第２章　議会、議員の活動原則
- 第２条　議会の活動原則
- 第３条　議員の活動原則
- 第４条　議長の役割と活動原則
- 第５条　会派
- 第６条　議会改革の推進

（活動原則に基づく取り組み事項）

第３章　市民と議会の関係	第４章　議会と行政の関係	第５章　議会運営	第６章　政務調査費
第７条　情報公開 第８条　市民参画、協働 第９条　議会報告会 第10条　広報広聴	第11条　市長等との関係 第12条　政策等の形成過程の説明要求 第13条　議決事項 第14条　政策立案、政策提言	第15条　議会運営 第16条　委員会 第17条　政策等の形成	第18条　政務調査費

（活動を支える体制）

第７章　議会の機能強化
- 第19条　議会、議員の研修
- 第20条　交流及び連携の推進
- 第21条　議会事務局の体制整備
- 第22条　議会図書室
- 第23条　予算の確保

（政治倫理）

第８章　政治倫理
- 第24条　政治倫理

（最高規範性）

第９章　最高規範性
- 第25条　最高規範性

第10章　補則
- 第26条　見直し等